

様式第16号(法11条公告)
笠間市公告第 383 号

笠間農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

なお、当市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

おって、提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公告するものとする。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有するものは、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年9月24日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 8 月 21 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間並びに縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 8 年 8 月 22 日 から 令和 8 年 9 月 24 日 まで

(2) 縦覧場所

笠間市役所農政課 笠間市中央三丁目2番1号

2 意見書の提出について

(1) 意見書の提出先

笠間市役所農政課

(2) 提出方法

個人の場合にあつては住所、氏名、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、法人の住所を記載する。

(3) 提出期限

令和 8 年 9 月 24 日 まで

3 異議の申出について

(1) 異議の申出先

笠間市役所農政課

(2) 申出方法

異議申出人は氏名及び年齢又は名称並びに住所の記載した書面に押印し提出する。

(3) 申出期間

令和 8 年 10 月 9 日 まで

留意事項

- ・ 縦覧の開始日は公告を行った日の翌日とする。
- ・ 縦覧の終了日は公告年月日の翌日から起算して30日目の日とする。最終日が市町村の休日であるときはその翌日。
- ・ 計画変更における法第11条第1項に基づく公告縦覧は、法第12条第1項の公告が終了するまでは、重複できない。
- ・ 異議申出期間の最終日は市町村の休日（地方自治法第4条の2第1項）であるときも、その翌日をもって満了とする。（地方自治法第4条の2第4項のみならず規定、民法第142号）
- ・ 異議申出があつた場合は、異議申出の処理が全て済んだ後、法第12条第1項に基づく公告をすること。
- ・ 異議申出を郵送によりしたときは、その郵送に要した日数は算入しない。（行政不服審査法第18条第3項を準用）